装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置	第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	第百三十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第二条第七号の外装 第二条第八号の外装の手荷物積載用部品 第二条第九号の外装のアンテナ	第二十六号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十号の突入防止装置 第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	第五十八号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置 第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	第九十三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○			○	○		○		○		○		○	○
	第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○
	第二条第十二号の座席 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	第十七号第八改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十二号の二の座席	第八十号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○			○	○		○		○		○		○	○
	第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十四号第七改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第六改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	第二十五号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	第百二十九号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	第十一号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十六号の二の窓ガラス	第四十三号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○	○	○		○	○
		第五十一号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
	第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○		○		○		○		○	○
		第百十二号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○
		第百十三号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○